高速道路上の事故が急増しています

長時間の運転や単調な直線道路などでは注意力が低下して路肩などに停止している車両を先行しているものと勘違いして衝突する事故が後を絶ちません。
故障車両であることを後続車に気付かせること、運転者・同乗者の安全を確保することが大切です。

事故や故障などにより、やむを得ず駐停車する場合は以下の手順を守りましょう。

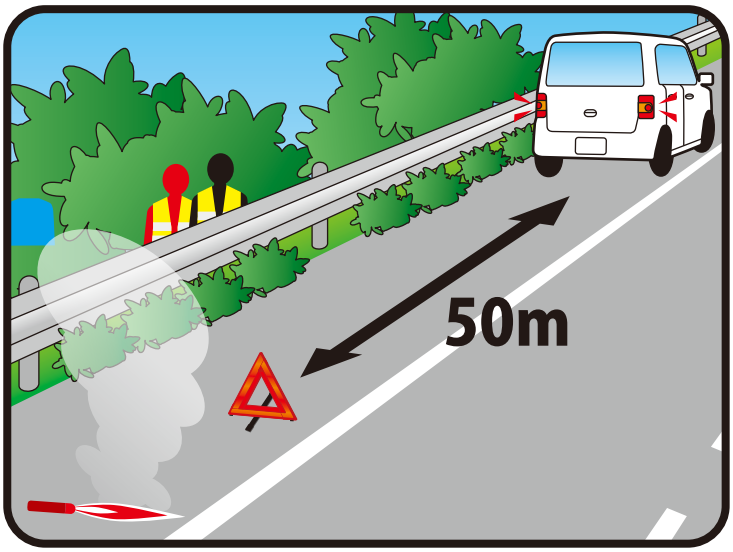

1 ハザードランプを点灯してできるだけ路肩や非常駐車帯に停めましょう。
- 本線上は危険です。ハザードランプを点灯して停止することを後続車両に知らせましょう。
  同乗者を避難させましょう。

2 発炎筒と三角停止表示板を車両の後方に置いて後続車両に合図しましょう。
- 車外に出るときは、蛍光安全ベストを着用しましょう。
- 発炎筒は５分程度で消えてしまいます。三角停止表示板を併用しましょう。
- 三角停止表示板は車両の**５０メートル以上後方**に設置しましょう。後続車にいかに早く気付いてもらうかが大事です。
- 三角停止表示板を設置する時は、後続車両に十分注意しましょう。

3 運転者・同乗者とも車両後方のガードレールの外側など安全な場所に避難しましょう。
- 高速道路上でのタイヤ交換などの作業は非常に危険です。避難して救援を待ちましょう。

4 非常電話もしくは携帯電話で通報しましょう。
- 携帯電話の場合は道路緊急ダイアル **#9910** 又は **110** 番にかけましょう。

事前に確認して下さい

- **三角停止表示板や蛍光安全ベストを車に積んでますか？**
- **三角停止表示板や蛍光安全ベストは車内の取り出しやすい場所に置いてありますか？**
- **あらかじめ発炎筒や三角停止表示板などの使い方を確認しましたか？**
- **やむを得ず駐停車する場合は三角停止表示板を表示しないと「故障車両表示義務違反」として罰せられます。**
  故障車両表示義務違反：減点１／反則金 大型 7,000 円・普通 6,000 円・自二 6,000 円

高速道路利用者の停止表示器材の携行状況

警察庁 広報資料より

※有効回答数…7,790 件
※調査対象…ＳＡ・ＩＣ等で現に高速道路を利用しているドライバー
※調査方法…全国の高速隊員による聞き取り調査

全体

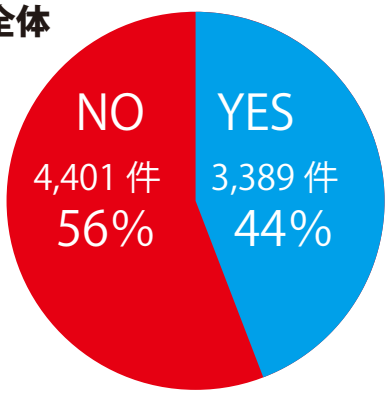

自家用車の携行率

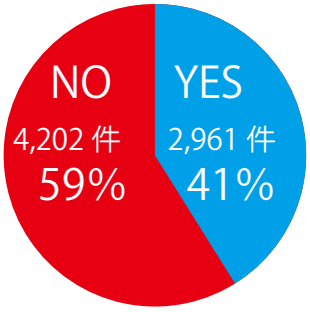

事業用車の携行率

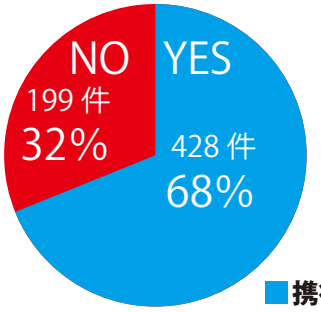

- **法人所有車は、法人に責任を問われる可能性があります。**
  車両管理者の皆さんが三角停止表示板や蛍光安全ベストなどを用意し、ドライバーの方に使用方法を含め周知徹底しましょう。

三角停止表示板のご購入は **コチラ** から!